



山元町

第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月

山元町保健福祉課



【 目 次 】

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の性格・位置付け	4
3 制度改正の主な内容	5
(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び 児童福祉法の一部改正について	5
(2)第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて	6
4 計画の期間	9
5 計画の策定体制	9
6 サービス内容	10
7 計画の基本課題	11
(1)地域生活支援拠点等の整備・機能充実	11
(2)福祉施設から地域生活への移行	11
(3)基幹相談支援センターの設置	12
第2章 障害者の現状	13
1 障害者の現状	15
(1)人口構造の推移	15
(2)障害者の状況	16
2 アンケート調査結果のポイント	18
(1)アンケートの実施概要	18
(2)アンケート結果の概要	19
第3章 障害福祉サービスの目標及び見込量	25
1 サービス目標量設定の考え方	27
2 訪問系サービス	28
(1)サービスの種類と内容	28
(2)サービスの実績と目標	29
3 日中活動系サービス	30
(1)サービスの種類と内容	30
(2)サービスの実績と目標	31
4 居住系サービス	33
(1)サービスの種類と内容	33
(2)サービスの実績と目標	33
5 相談支援(サービス利用計画作成事業)	35
(1)サービスの種類と内容	35

(2)サービスの実績と目標	35
6 地域生活支援事業	37
(1)地域生活支援事業	37
(2)サービスの内容及び実績と目標	38
7 成果目標の設定	48
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	48
(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	49
(3)地域生活支援拠点等における機能の充実	50
(4)福祉施設から一般就労への移行等	51
(5)相談支援体制の充実・強化等(新規)	53
(6)障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築(新規)	54
第4章 障害児福祉サービスの目標及び見込量	55
1 サービス目標量設定の考え方	57
2 障害児へのサービス	58
(1)サービスの種類と内容	58
(2)サービスの実績と目標	59
(3)障害児相談支援の実績と目標	60
3 障害児支援のための計画的な基盤整備	61
(1)子育て支援に係る施策との連携	61
(2)教育との連携	61
(3)特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備	61
4 成果目標の設定	62
(1)児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	62
(2)重症心身障害児を支援する事業所の整備	63
(3)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	64
第5章 計画の推進	65
1 計画の推進体制	67
2 計画の進行管理	67
3 P D C A サイクルの必要性	69
参考資料	71
1 山元町障害者地域協議会設置要綱	73
2 委員名簿	75
3 計画策定過程	76

第1章 計画の概要



1 計画策定の背景と趣旨

国では、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備に係る数値目標を設定するとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援等を提供するための体制の確保が計画的に図られるよう、障害福祉計画・障害児福祉計画を策定しています。

近年では、平成24年6月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」が制定され、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業が追加され、障害福祉サービスの対象者の範囲の見直しなどが行われています。

また、平成25年6月には、障害の有無によって分け隔てられることなく、「相互に人格と個人を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）」が制定されました。

さらに、平成28年6月には、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正、同年の8月には、発達障害者支援法も一部改正され、障害のある人に対する関連施策の拡充に努めてきました。

国ではこのような障害者（児）に関わる法改正を踏まえ、「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」の策定のために基本指針を見直しており、主なポイントとして、①地域における生活の維持及び継続の推進、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、③地域生活支援拠点等における機能の充実、④福祉施設から一般就労への移行等の推進、⑤障害児通所支援等の地域支援体制の整備、⑥相談支援体制の充実・強化等、⑦障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築などを示しています。

本町においては、平成19年3月に「山元町障害者計画・山元町障害福祉計画」を一体的に策定しました。その後、それまで一体化していた「障害者計画」と「障害福祉計画」を分け「障害者計画」は平成27年度から6年間の計画として策定、「障害福祉計画」は平成27年度から平成29年度までの「第4期障害福祉計画」、平成30年度から令和2年度までの「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定しました。

本町では令和元年度、最上位計画である「第6次山元町総合計画」を策定しました。

これら国・県の動向や本町の上位計画を踏まえ令和3年度「山元町第3期障害者計画」を策定し、新たな基本理念として「ともに支え合い豊かに暮らせるまち」を掲げ、地域でともに暮らし、「みんなで支え合いながら、誰もが自分らしい暮らしを実現できるまち」を目指しています。

「山元町第3期障害者計画」に内包される「山元町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」においても、この新たな基本理念の実現のため各種施策を推進していきます。

2 計画の性格・位置付け

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）」第 88 条第 1 項に基づき策定する市町村障害福祉計画であり、障害福祉サービス等の提供体制の確保のため、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定める計画です。

また、「児童福祉法」（第 33 条の 20 第 1 項）の一部改正により、策定が義務付けられた障害児福祉計画は、障害福祉計画と一体的に策定することができる計画であることから、本町では第 6 期障害福祉計画と一体的に策定するものとします。

なお、本計画は国の指針や宮城県の「宮城県障害福祉計画（第 6 期障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画）」を基本とするとともに、本町の最上位計画である「第 6 次山元町総合計画」や「山元町高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」、「第 2 期山元町子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画とも整合性を図りながら障害者（児）施策を具体的に示し、積極的に推進する計画とします。

	障害福祉計画 (本計画)	障害児福祉計画 (本計画)	障害者計画
根拠法	障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項)	児童福祉法 (第 33 条の 20 第 1 項)	障害者基本法 (第 11 条第 3 項)
内 容	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画(3年1期)	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画(3年1期)	障害者施策の基本的方向性について定める計画



3 制度改正の主な内容

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法の一部改正について

平成 28 年 5 月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立しました（平成 30 年 4 月 1 日施行）。

この法律においては、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かな対応をするため、支援の充実を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うとされています。法律の概要については、以下のとおりです。

【法律の概要】

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）。
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整と支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）。
- (3) 重度訪問介護については、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする。
- (4) 65 歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得者の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得状況や障害程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける。

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する（居宅訪問型児童発達支援）。
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する。
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする（※平成 28 年 6 月 3 日施行）。
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする。

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取替えが必要な障害児の場合などに貸与の活用も可能とする。
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所定の規定を整備する。

(2) 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

令和3年度を初年度とする第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、令和元年10月から社会保障審議会障害者部会で議論が重ねられ、令和2年1月17日に開催された障害者部会において見直しの方向性について了承されました。令和2年5月には、基本指針の一部を改正する告示がされました。

基本指針見直しの主なポイント

【地域における生活の維持及び継続の推進】

- 入所等から地域生活への移行について、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を確保する。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。
- アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する。

【地域生活支援拠点等における機能の充実】

- 令和5年度までに期間を延長し、各市町村または、各圏域に1つ以上確保しつつ、年1回以上運営状況を検証及び検討する。

【福祉施設から一般就労への移行等の推進】

- 就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏まえた上で成果目標を追加する。
- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割が就労定着支援事業を利用とする。
- 令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

【「地域共生社会」の実現に向けた取組】

- 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。

【発達障害者等に対する支援】

- 保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、県や政令市においては、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保する。また、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である。



【障害児通所支援等の地域支援体制の整備】

- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である。
- 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要がある。入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある。
- 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して
 - ・障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある。
 - ・難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である。
- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して
 - ・重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを把握する必要がある、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要がある。
 - ・重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様性を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要がある。

【相談支援体制の充実・強化等（新規）】

- 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行う必要がある。

【障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築（新規）】

- 利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築する。

【障害福祉人材の確保】

- 研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に関係者が協力して取り組む。

【障害者の社会参加を支える取組】

- 都道府県による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する。
- 視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要がある。

【成果目標の見直し】

項目	国が示す成果目標
<p>成果目標(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和元年度末時点の施設入所者数の<u>6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。</u> ◆令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から<u>1.6%以上削減することを基本とする。</u>
<p>成果目標(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇<u>精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。</u> ◇令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。 ◇入院後3か月時点の退院率については<u>69%以上</u>、入院後6か月時点の退院率については<u>86%以上</u>及び入院後1年時点の退院率については<u>92%以上</u>とすることを基本とする。 ◆市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催見込数を設定する。 ◆市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加見込数を設定する。
<p>成果目標(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までに、各市町村または、各圏域に<u>1つ以上確保しつつ、年1回以上運営状況を検証及び検討することを基本とする。</u>
<p>成果目標(4) 福祉施設から一般就労への移行等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の<u>1.27倍以上</u>とすることを基本とする（<u>就労移行支援事業1.30倍以上、就労継続支援A型事業概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業概ね1.23倍以上。</u>） ◆<u>就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。</u> ◆<u>就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。</u>
<p>成果目標(5) 障害児支援の提供体制の整備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 ◇<u>令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。</u> ◆令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。 ◆令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、<u>医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</u>
<p>成果目標(6) 相談支援体制の充実・強化等【新規】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
<p>成果目標(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和5年度末までに、市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。



4 計画の期間

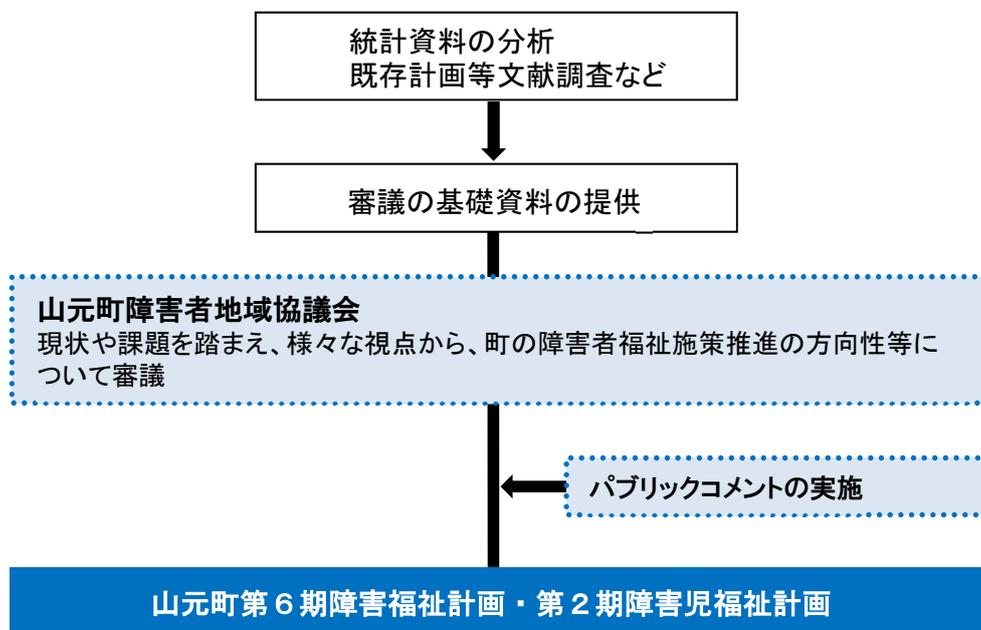
「山元町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間で計画期間として策定します。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
山元町第2期障害者計画(6年間)						山元町第3期障害者計画		
山元町第4期障害福祉計画 (3年間)			山元町第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画 (3年間)			山元町第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画 (3年間)		

5 計画の策定体制

本計画は、町民や有識者、関係団体、関係機関などで構成された「山元町障害者地域協議会」において、「山元町第3期障害者計画」と併せて審議、検討を行いました。

また、策定にあたっては、当事者や関係サービス事業所を対象に実施したアンケート調査、パブリックコメントの実施等を通じ、ニーズの把握、意見の収集に努めました。



※ は、町民参加による策定プロセスを示します。

6 サービス内容

障害者総合支援法に基づき、提供されるサービスは大きく分けて、全国一律の基準で実施する「自立支援給付」と、地域特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態により地方自治体を実施する「地域生活支援事業」の2つがあります。自立支援給付は、「介護給付費」、「訓練等給付費」、「補装具費」、「自立支援医療費」などに分かれています。

また、本町がこれまで行ってきた障害のある人に対するサービスの中で、自立支援給付または地域生活支援事業の体系への位置付けを行わない町独自の事業があります。これらのサービスについては、現行と同様のサービスの提供を行います。



7 計画の基本課題

本計画においては、国の指針等を踏まえ、令和5年度を目標年度とした数値目標等を設定し、障害のある人の地域生活継続、地域移行や相談支援体制の充実を図るために次のことを重点施策として取り組みます。

(1) 地域生活支援拠点等の整備・機能充実

障害のある人の地域での暮らしを支援するための様々な機能を担うサービス拠点の整備については、「山元町第5期障害福祉計画」において、拠点を設けず、地域における複数の機関が連携して機能を分担する「面的整備型」で整備することとしており、引き続き、関係機関と調整のうえ、整備・機能の充実を図ることとします。

地域生活支援拠点整備目標

計画	目標	実績
山元町第5期障害福祉計画	1箇所	0箇所
山元町第6期障害福祉計画	1箇所	-

(2) 福祉施設から地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を推進するため、関係機関が連携し、退所後のサービスを確保することで、障害者施設や病院からグループホームや一般住宅等への移行を図ります。

地域生活移行目標

計画	目標	実績
山元町第5期障害福祉計画	3人	1人
山元町第6期障害福祉計画	3人	-

(3) 基幹相談支援センターの設置

山元町障害者活動支援センター「やすらぎ」を基幹相談支援センターに位置付け、専門的な相談支援、相談支援事業者への指導・助言、障害のある人の地域生活移行のための普及啓発や権利擁護・虐待防止に関する取り組みを行い支援体制の充実を図ります。

基幹相談支援センター整備目標

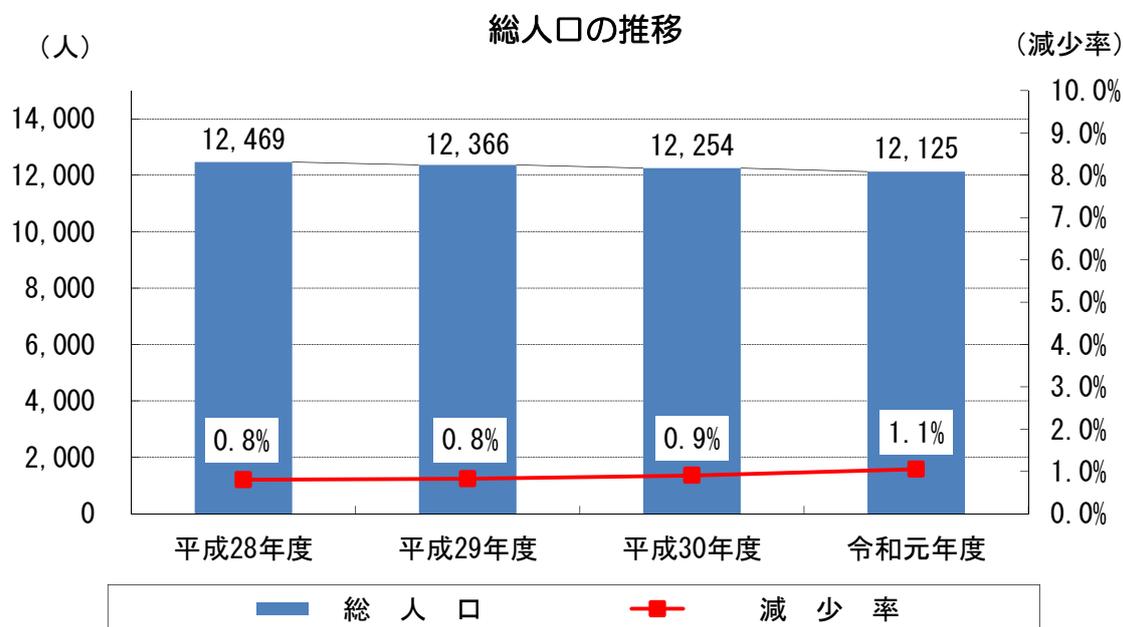
計画	目標	実績
山元町第5期障害福祉計画	-	-
山元町第6期障害福祉計画	1箇所	-

第2章 障害者の現状



1 障害者の現状

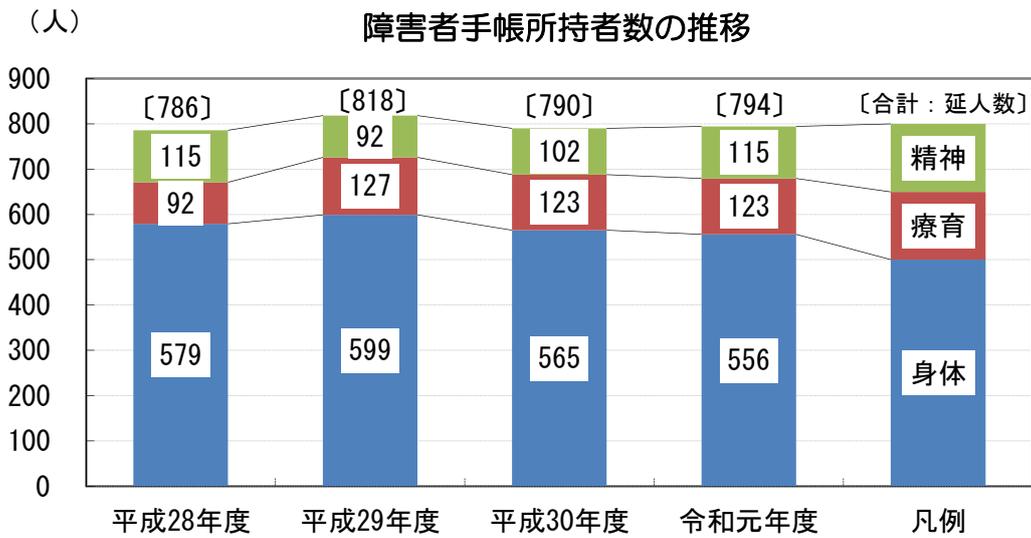
(1)人口構造の推移



総人口は平成28年度より、減少傾向にあります。

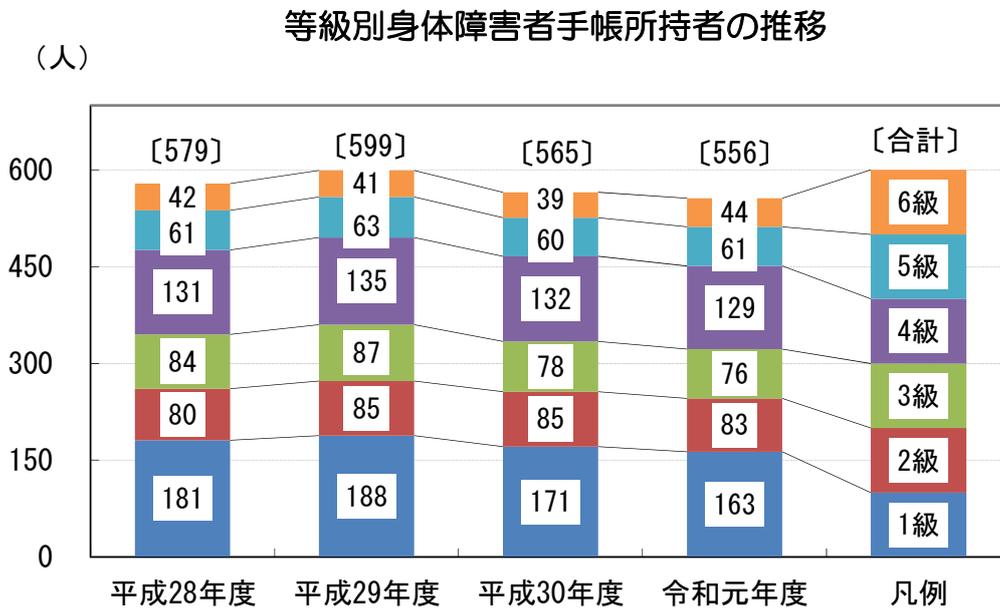
減少率はゆるやかに上昇しており、令和元年度には1%を上回っています。

(2) 障害者の状況



障害者手帳所持者は 800 人前後で推移しています。

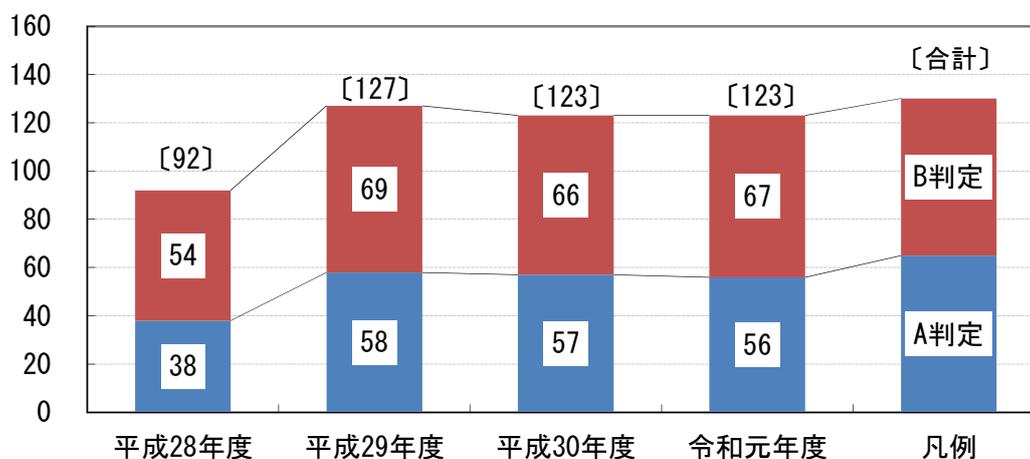
障害別には身体障害者が最も多く、3 障害の比率には大きな変化はありません。



身体障害者の等級別状況は、1 級が最も多くなっていますが、平成 29 年度より減少傾向となっています。



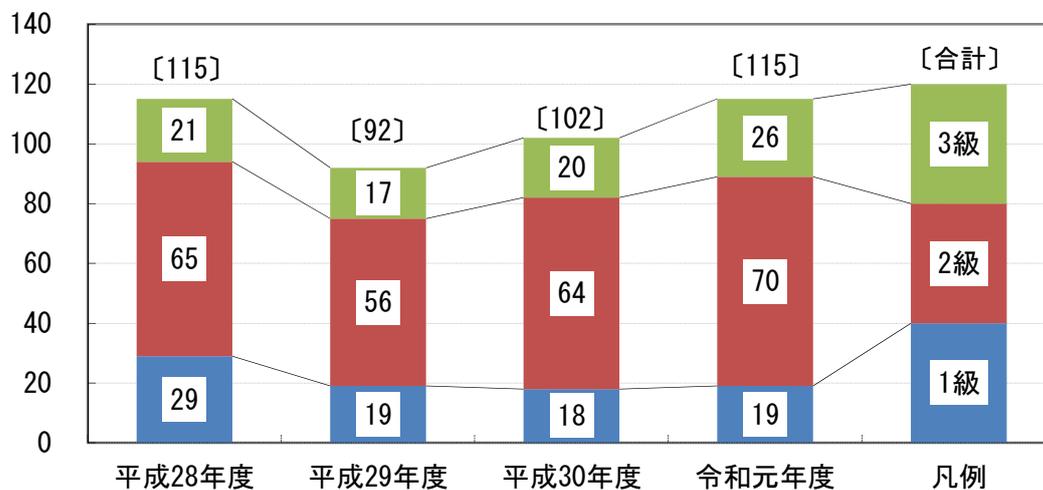
(人) 障害判定別療育手帳所持者数の推移



療育手帳所持者の判定別状況は、B判定が多くなっています。

※療育手帳所持者数については住所地特例施設等の入居者も含んでいます。

(人) 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



精神障害者の等級別状況は、2級が最も多くなっています。

2 アンケート調査結果のポイント

(1)アンケートの実施概要

本町では、今回の計画策定にあたって、障害のある当事者の方や関係サービス事業所へアンケートを実施しました。概要は以下のとおりです。

1) 調査設計

調査種	障害者(児)本人調査	関係サービス事業所調査
調査対象	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者、障害福祉サービス受給者	障害福祉サービス事業所
抽出方法	悉皆	悉皆
調査方法	郵送配付－郵送回収	
調査期間	令和2年10月28日～令和2年11月13日	

2) 回収結果

	対象数	回収数	無効数	有効回収数	有効回収率
障害者(児)本人調査	737人	419人	1人	418人	56.7%
関係サービス事業所調査	6団体	4団体	0団体	4団体	66.7%

3) 調査結果の見方

- ◆調査数 (n=Number of cases) とは、回答者総数あるいは分類別の回答者数のことです。
- ◆回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出しています。従って、単一選択式の質問においては、回答比率を合計しても100%にならない場合があります。
- ◆回答者が2つ以上の回答をすることができる多肢選択式の質問においては、全ての選択肢の比率を合計すると100%を超えます。
- ◆調査票における設問及び選択肢の語句等を一部簡略化している場合があります。



(2) アンケート結果の概要

アンケート結果の概要は以下のとおりです。

1) 障害者(児)本人調査

① 今後利用したいサービス ※ (24) (25) は18歳未満のみ回答、回答数が少ないためコメント除外

	n=(418) ※(24)(25)のみ n=(6) 0%	50%	100%
(1) 居宅介護(ホームヘルプ)	23.7	44.3	32.1
(2) 重度訪問介護	11.7	49.5	38.8
(3) 同行援護	11.5	49.0	39.5
(4) 行動援護	11.5	48.3	40.2
(5) 生活介護	19.4	43.5	37.1
(6) 療養介護	18.9	42.3	38.8
(7) 自立訓練	23.2	39.0	37.8
(8) 就労移行支援	12.0	42.1	45.9
(9) 就労継続支援	14.6	41.4	44.0
(10) 短期入所(ショートステイ)	33.0	34.4	32.5
(11) 共同生活援助(グループホーム)	14.4	43.8	41.9
(12) 施設入所支援	18.2	42.6	39.2
(13) 障害者相談支援事業	28.9	32.5	38.5
(14) 意思疎通支援事業	7.2	50.0	42.8
(15) 移動支援事業	16.5	42.6	40.9
(16) 日常生活用具給付等事業	27.8	36.8	35.4
(17) 訪問入浴サービス事業	17.5	43.8	38.8
(18) 日中一時支援事業	18.9	40.7	40.4
(19) 自動車運転免許取得事業	8.4	49.3	42.3
(20) 自動車改造助成事業	10.5	48.3	41.1
(21) 成年後見制度	12.4	46.2	41.4
(22) 補装具給付	23.2	39.0	37.8
(23) 自立支援医療(更生・育成・精神通院)	29.7	31.1	39.2
(24) 児童発達支援	50.0	50.0	0.0
(25) 放課後等デイサービス	66.7	33.3	0.0
(26) 障害者医療費助成事業	44.7	21.5	33.7
(27) 福祉タクシー利用・自動車燃料費助成券	41.4	24.2	34.4

今後利用したい 今後利用したいと思わない 無回答

今後利用したいサービスについてたずねたところ、「障害者医療費助成事業」が44.7%と最も高く、以下「福祉タクシー利用・自動車燃料費助成券」(41.4%)、「短期入所(ショートステイ)」(33.0%)、「自立支援医療(更生・育成・精神通院)」(29.7%)、「障害者相談支援事業」(28.9%) となっています。

② 悩みごとや心配ごとの相談相手（複数回答）

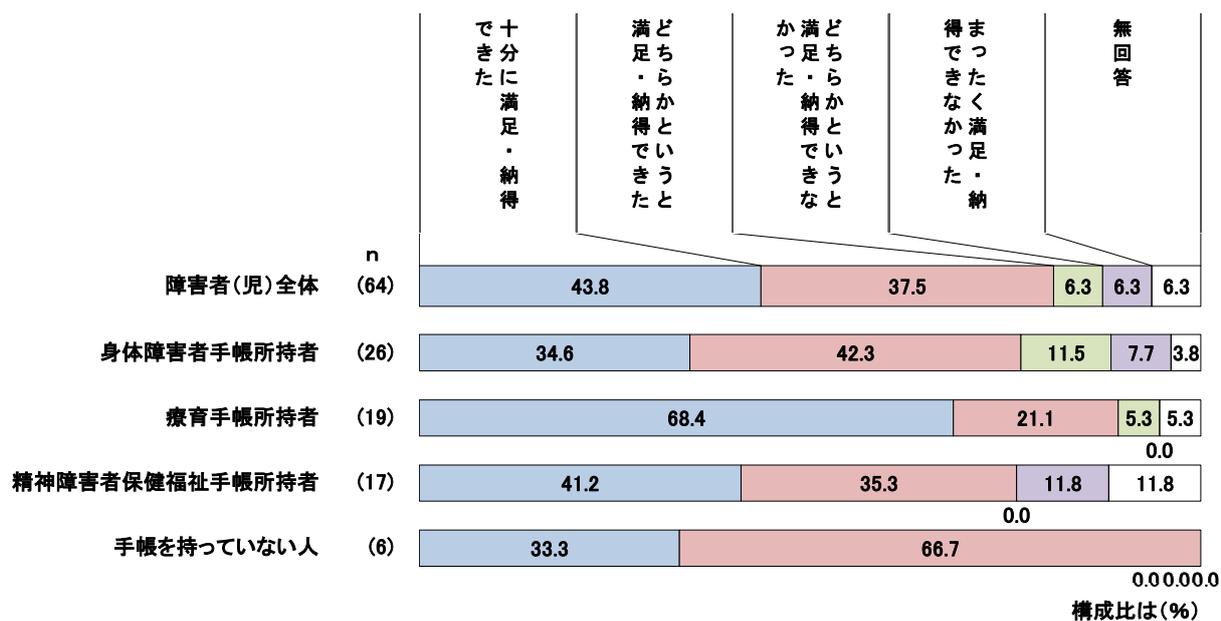
	障害者(児)全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳を持っていない人
調査数	418人	302人	36人	49人	28人
家族・親族	64.1	63.9	55.6	59.2	75.0
友人・知人・隣人	17.9	18.5	16.7	12.2	25.0
医師や看護師、リハビリスタッフ	16.3	15.2	13.9	26.5	21.4
相談支援事業所(やすらぎ、ポラリス、静和園、TMあい等)	15.3	8.6	52.8	34.7	21.4
ヘルパー等のサービス提供事業者	6.7	7.9	-	4.1	7.1
地域包括支援センター窓口	4.8	6.0	2.8	4.1	-
学校や施設の職員	4.8	3.0	11.1	8.2	10.7
保健所・福祉事務所の窓口	4.3	4.6	2.8	6.1	3.6
役場の窓口	2.9	3.3	-	4.1	-
民生委員・児童委員、地区区長	2.6	2.3	-	6.1	3.6
障害者支援団体	2.4	2.6	-	-	-
その他	2.2	1.7	-	4.1	10.7
特に相談しない	9.6	11.6	8.3	6.1	7.1
無回答	11.2	12.6	5.6	4.1	7.1

構成比は(%)

悩みごとや心配ごとの相談相手についてたずねたところ、「家族・親族」が64.1%と最も高く、以下「友人・知人・隣人」(17.9%)、「医師や看護師、リハビリスタッフ」(16.3%)、「相談支援事業所(やすらぎ、ポラリス、静和園、TMあい等)」(15.3%)となっています。なお、「特に相談しない」は9.6%となっています。



③ 相談支援事業所の相談員の対応



相談支援事業所の相談員の対応についてたずねたところ、「十分に満足・納得できた」が43.8%と最も高く、以下「どちらかという満足・納得できた」(37.5%)、「どちらかという満足・納得できなかった」、「まったく満足・納得できなかった」(ともに6.3%)となっています。

④ 障害のある人が地域で生活するために必要なこと（複数回答）

	障害者(児)全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳を持っていない人
調査数	418人	302人	36人	49人	28人
家族や親戚など身内の支援や理解があること	60.8	58.9	63.9	63.3	75.0
行政からの福祉に関する情報の提供	54.3	56.6	52.8	51.0	50.0
地域の方たちの障害への理解があること	52.4	49.3	61.1	59.2	71.4
災害が起きた時の支援があること	50.5	49.0	52.8	51.0	71.4
生活に必要な費用などの負担が軽くなること	48.8	45.4	50.0	59.2	75.0
必要な時に生活の相談ができること	45.5	43.4	61.1	46.9	57.1
いざという時に短期入所(ショートステイ)が利用できること	40.9	41.7	47.2	26.5	42.9
利用しやすい交通(バス・電車・道路等)の整備	37.8	33.8	52.8	36.7	64.3
必要な在宅サービス(ホームヘルパーなど)が利用できること	33.7	35.8	27.8	24.5	46.4
日中に自宅以外の場所で活動できる場があること	26.1	23.5	44.4	28.6	32.1
障害の早期発見・早期対応のため、母子保健事業・生活習慣病予防事業・精神保健対策・難病対策の充実	21.5	18.9	19.4	34.7	35.7
自立して生活するための訓練や生活の体験ができること	21.1	15.6	41.7	38.8	35.7
スポーツ・レクリエーション等を通じた社会参加の場	19.6	18.2	36.1	16.3	28.6
障害の特性や程度に応じた障害児保育・療育・教育の充実	19.1	16.9	33.3	22.4	32.1
一般の企業等での就業が難しい人が社会参加できる福祉的就労支援の充実	17.2	12.9	41.7	24.5	28.6
一般の企業に就業することができるような就労支援	16.0	12.6	30.6	22.4	32.1
自宅で経管栄養やたんの吸引などの医療的ケアが受けられること	14.8	16.6	8.3	10.2	21.4
賃貸住宅を借りるため、住宅を探す、契約の手助けをするなどの支援	14.8	13.2	19.4	22.4	21.4
その他	1.7	1.0	2.8	6.1	3.6
特に必要なことはない	2.4	2.3	8.3	2.0	-
無回答	10.0	10.6	2.8	6.1	3.6

構成比は(%)

障害のある人が地域で生活するために必要なことについてたずねたところ、「家族や親戚など身内の支援や理解があること」が60.8%と最も高く、以下「行政からの福祉に関する情報の提供」(54.3%)、「地域の方たちの障害への理解があること」(52.4%)、「災害が起きた時の支援があること」(50.5%)、「生活に必要な費用などの負担が軽くなること」(48.8%)となっています。



2) 関係サービス事業所調査

① 経営上の問題（複数回答）

(上段：実数、下段：%)												
調査数	従事者の確保が難しい	利用者の確保が難しい	事務作業量が多い	施設・設備の改善が難しい	必要な最新情報の入手に支障がある	従事者の資質向上を図ることが難しい	利用者や家族の制度に対する理解が進んでいない	関係者との連携を図ることが難しい	採算がとれない	その他	特になし	無回答
4	4	4	2	2	1	1	1	1	1	0	0	0
100.0	100.0	100.0	50.0	50.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0

経営上の問題についてたずねたところ、「従事者の確保が難しい」、「利用者の確保が難しい」がともに4件、以下「事務作業量が多い」、「施設・設備の改善が難しい」（ともに2件）となりました。

② サービスの質の向上（複数回答）

(上段：実数、下段：%)												
調査数	相談窓口の設置	サービス提供マニュアルの作成	ケアカンファレンスの定期的な開催	事業者間の情報交換・交流への参加	事業の継続的な研修・OJTの実施	従事者（サービス提供者）の満足度調査の実施	情報開示、第三者評価の実施	サービス自己評価基準による定期的な検証	その他	特になし	無回答	
4	4	4	4	4	3	2	2	1	0	0	0	
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	75.0	50.0	50.0	25.0	0.0	0.0	0.0	

サービスの質の向上についてたずねたところ、「相談窓口の設置」、「サービス提供マニュアルの作成」、「ケアカンファレンスの定期的な開催」、「事業者間の情報交換・交流への参加」がいずれも4件、以下「従事者（サービス提供者）の継続的な研修・OJTの実施」（3件）となりました。

③ 障害者（児）の支援に必要なこと（複数回答）

(上段：実数、下段：%)

調査数	地域の方たちの障害への理解があること	必要な時に生活の相談ができること	一般の企業等での就業が難しい人が社会参加できる福祉的就労支援の充実	いざという時に短期入所（ショートステイ）が利用できること	災害が起きた時の支援があること	家族や親せきなど身内の支援や理解があること	行政からの福祉に関する情報の提供	利用しやすい交通（バス・電車・道路等）の整備	必要な在宅サービス（ホームヘルパーなど）が利用できること	日中に自宅以外の場所で活動できる場があること	自宅で経管栄養やたんの吸引などの医療的ケアが受けられること
4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0

一般的な企業に就業することができる	障害の特性や程度に応じた障害児保育・療育・教育の充実	障害の早期発見・早期対応のため、母子保健事業・生活習慣病予防事業・精神保健対策・難病対策の充実	スポーツ・レクリエーション等を通じた社会参加の場	生活に必要な費用などの負担が軽くなること	自立して生活するための訓練や生活の体験ができること	賃貸住宅を借りるため、住宅を探す、契約の手助けをするなどの支援	その他	特に必要なことはない	無回答
3	3	3	3	3	2	2	1	0	0
75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	50.0	50.0	25.0	0.0	0.0

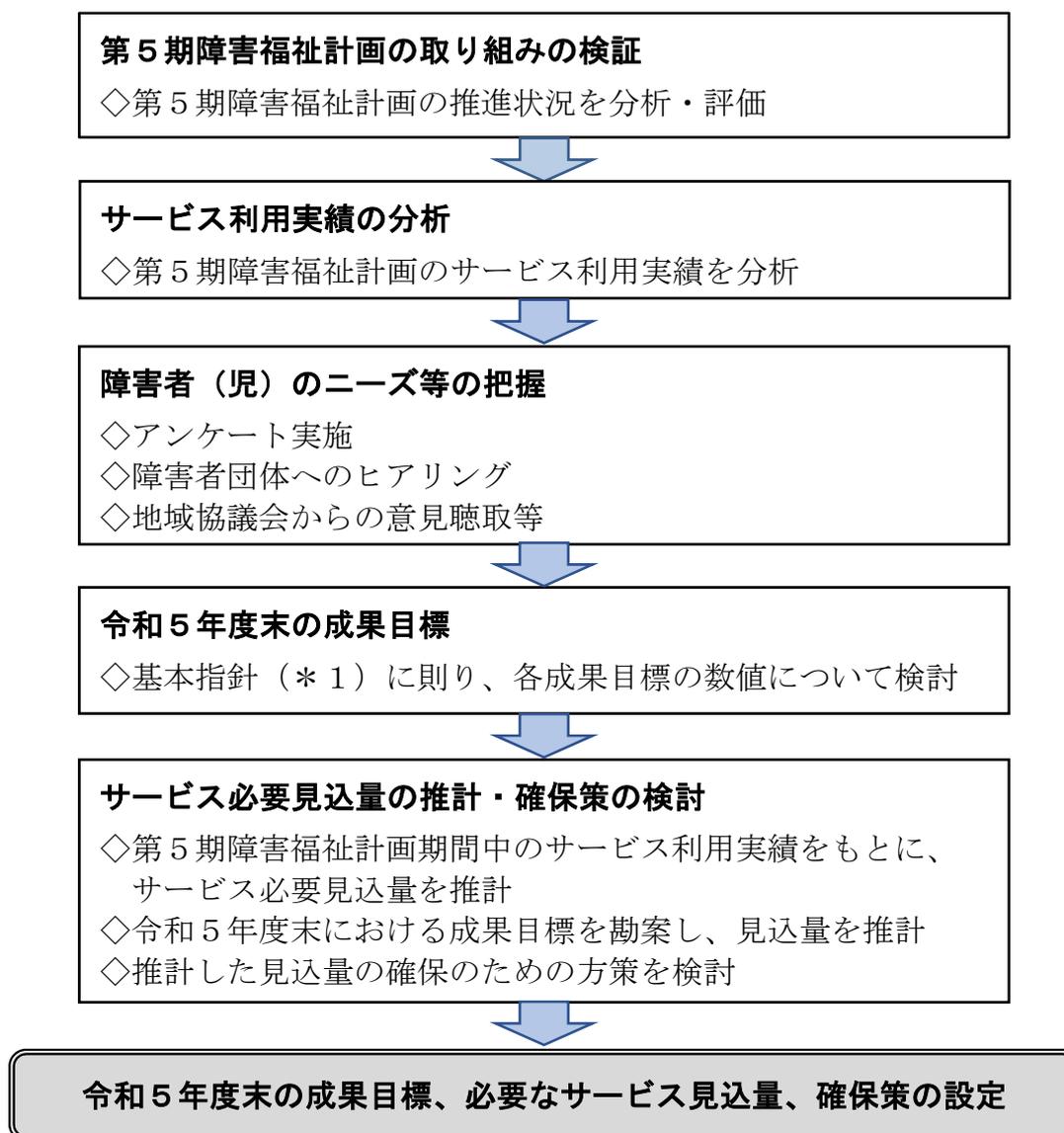
障害者（児）の支援に必要なことについてたずねたところ、「地域の方たちの障害への理解があること」、「必要な時に生活の相談ができること」、「一般の企業等での就業が難しい人が社会参加できる福祉的就労支援の充実」、「いざという時に短期入所（ショートステイ）が利用できること」、「災害が起きた時の支援があること」がいずれも4件となりました。

第3章 障害福祉サービスの目標及び見込量



1 サービス目標量設定の考え方

第5期障害福祉計画の進捗状況の分析・評価、障害者数及び推移、サービス利用実績を基礎とし、アンケートの実施、意見聴取、利用者のニーズを踏まえながら、令和3年度から令和5年度におけるサービスの必要見込量を推計し、サービス目標を設定します。



*1 障害者総合支援法第88条及び児童福祉法33条20において、都道府県・市町村は厚生労働大臣の定める「基本指針」に則して「障害福祉計画・障害児福祉計画」を定めることとされています。

2 訪問系サービス

(1) サービスの種類と内容

訪問系サービスには「居宅介護（ホームヘルプ）」など以下の5つのサービスがあります。

サービス名	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等の援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に自宅での入浴、排せつ、食事等の介護、外出時の移動支援を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に移動やそれに伴う外出先において必要な視覚的情報支援等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも要介護度が特に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。



(2) サービスの実績と目標

【前期の計画と実績（1月当たり）】

訪問系サービス	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画		計画		計画	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	22	255	23	266	25	288

訪問系サービス	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績		実績		実績	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	22	281	19	256	16	283

○実績の評価

人数は減少傾向になっているものの、利用時間は増加傾向にあり、概ね計画どおりの実績となっています。一人当たりの利用時間が増加傾向にあります。

【今期の見込み(1月当たり)】

訪問系サービス	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画		計画		計画	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	19	275	19	291	19	291

○見込量の考え方

利用人数については、減少傾向であるものの、実績を基に、横ばいでの量を見込んでいます。

3 日中活動系サービス

(1) サービスの種類と内容

日中活動サービスには生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所（ショートステイ）のサービスがあります。

サービス名	内容
生活介護	介護を必要とする人に、日中、入浴や排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のため必要な訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間（2年以内）就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。 （A型：雇用あり、B型：雇用なし）
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整や指導・助言等の支援を一定期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話を行います。
短期入所 （ショートステイ：福祉型・医療型）	自宅で障害のある人を介護している人が病気になった場合などに、短期の入所による入浴や、排せつ、食事の介護等を行います。 （福祉型：障害者支援施設等で実施、医療型：病院等で実施）



(2) サービスの実績と目標

【前期の計画と実績（1月当たり）】

日中活動系サービス	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
生活介護	24	432	25	450	26	468
自立訓練(機能訓練)	1	22	1	22	1	22
自立訓練(生活訓練)	3	85	3	85	3	85
就労移行支援	3	62	3	62	4	82
就労継続支援(A型)	1	23	1	23	1	23
就労継続支援(B型)	68	1,250	70	1,286	72	1,323
就労定着支援	0	-	1	-	1	-
療養介護	8	-	8	-	8	-
短期入所(福祉型)	18	126	19	133	20	140
短期入所(医療型)	1	5	1	5	1	5

日中活動系サービス	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績		実績		実績	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
生活介護	23	406	25	433	26	468
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	5	30	5	51	2	19
就労移行支援	5	71	4	43	2	37
就労継続支援(A型)	1	18	1	23	3	45
就労継続支援(B型)	70	1,143	69	1,128	73	1,195
就労定着支援	0	-	1	-	1	-
療養介護	9	-	9	-	9	-
短期入所(福祉型)	12	67	17	94	18	105
短期入所(医療型)	0	0	0	0	0	0

○実績の評価

地域生活を営む上で一定の支援を提供したことにより、生活介護、就労継続支援A型・B型、就労定着支援、療養介護は概ね計画どおりとなっています。また、雇用就労となるため就労移行支援は減少傾向となっています。

【今期の見込み(1月当たり)】

日中活動系サービス	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
生活介護	28	498	29	531	30	562
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	2	19	2	19	2	19
就労移行支援	4	43	5	53	6	64
就労継続支援(A型)	4	56	4	56	4	56
就労継続支援(B型)	74	1,207	77	1,256	85	1,385
就労定着支援	2	-	2	-	2	-
療養介護	9	-	9	-	9	-
短期入所(福祉型)	22	127	24	141	24	141
短期入所(医療型)	0	0	0	0	0	0

○見込量の考え方

これまでの実績を踏まえて、就労移行支援については、関係機関と連携を図り、サービス利用者の増加を見込んでいます。就労継続支援B型については、増加傾向で見込んでいます。就労継続支援A型については、横ばいで見込んでいます。



4 居住系サービス

(1) サービスの種類と内容

居住系サービスには、共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助のサービスがあります。

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間や休日において、相談、入浴、排せつまたは食事の介助、その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日において、入浴や排せつ、食事の介助等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどを利用していた障害者で一人暮らしを開始した人に、定期的に居宅を訪問し必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、訪問・電話・メール等による随時相談対応も行います。

(2) サービスの実績と目標

【前期の計画と実績（1月当たり）】

居住系サービス	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	計画	計画	計画
	人	人	人
共同生活援助	19	19	19
施設入所支援	12	12	11
自立生活援助	0	1	1

居住系サービス	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	実績
	人	人	人
共同生活援助	22	19	21
施設入所支援	15	16	16
自立生活援助	0	0	0

○実績の評価

共同生活援助、施設入所支援の実績は、計画よりやや増加していますが、ほぼ計画どおりの実績となっています。自立生活援助については、利用者がなく実績はありませんでした。

【今期の見込み(1月当たり)】

居住系サービス	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
	人	人	人
共同生活援助	21	21	21
施設入所支援	17	17	17
自立生活援助	1	1	1

○見込量の考え方

これまでの実績を踏まえて横ばい傾向で見込んでいます。



5 相談支援（サービス利用計画作成事業）

(1) サービスの種類と内容

サービス名	内容
計画相談支援	全ての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、計画的な支援等の必要な相談を指定相談支援事業所において提供します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院中の障害のある人に、入院中から、住居の確保や新生活の準備を支援します。
地域定着支援	地域生活を送る障害のある人に、常時の連絡サポート体制で支援します。

(2) サービスの実績と目標

【前期の計画と実績（1月当たり）】

相談支援	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	計画	計画	計画
	人	人	人
計画相談支援	30	32	34
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

相談支援	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	実績
	人	人	人
計画相談支援	32	33	36
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

○実績の評価

計画相談支援については、計画よりやや増加していますが、ほぼ計画どおりの実績となっています。地域移行支援、地域定着支援については、利用者がなく実績はありませんでした。

【今期の見込み(1月当たり)】

相談支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
	人	人	人
計画相談支援	38	40	42
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

○見込量の考え方

計画相談支援については、サービス等利用計画の作成により、ニーズによるサービス調整が可能なことから増加傾向で見込んでいます。また、地域移行支援、地域定着支援については、地域への移行や住居確保、新生活への対応できるように関係事業所と連携を図ります。



6 地域生活支援事業

(1) 地域生活支援事業

地域活動支援事業とは、障害のある人がその有する能力や適性に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じたサービスを柔軟な事業形態によって効率的・効果的に実施する事業です。

必須事業	任意事業
①理解促進研修・啓発事業	①訪問入浴サービス事業
②自発的活動支援事業	②日中一時支援事業
③相談支援事業	③自動車運転免許取得費助成事業
④成年後見制度利用支援事業	④自動車改造助成事業
⑤成年後見制度法人後見支援事業	
⑥意思疎通支援事業	
⑦日常生活用具給付等事業	
⑧手話奉仕員養成研修事業	
⑨移動支援事業	
⑩地域活動支援センター機能強化事業	

(2) サービスの内容及び実績と目標

【必須事業】

① 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去及び共生社会実現のため、障害のある人への理解を深める研修、啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。

事業の性質を勘案し、見込量の設定は行いませんが随時調整を行っていきます。

② 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援することにより「心のバリアフリーの推進及び共生社会の実現」を図ります。

事業の性質を勘案し、見込量の設定は行いませんが随時調整を行っていきます。

③ 相談支援事業

障害のある人の福祉に関する各般の問題につき、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。

【前期の計画と実績】

相談支援	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
	計画	計画	計画
相談件数 (件/年)	200	200	200
相談支援事業所 (箇所)	1	1	1

相談支援	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	実績
相談件数 (件/年)	161	244	372
相談支援事業所 (箇所)	1	1	1



【相談内容内訳】

相談内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	内訳	内訳	内訳
	件数	件数	件数
福祉サービス利用	53	61	100
障害等の理解	24	33	57
健康・医療	22	35	43
不安解消	21	38	42
保育・教育	0	2	10
家族・人間関係	6	20	37
家計・経済	9	14	14
生活技術	6	11	21
就労	7	15	19
社会参加・活動	8	7	24
権利擁護	1	4	2
その他	4	4	3

○実績の評価

福祉サービスの相談件数が増加しており、計画を上回っています。

【今期の見込み】

相談支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
相談件数 (件/年)	405	438	470
相談支援事業所 (箇所)	1	1	1

○見込量の考え方

これまでの実績を踏まえて今後も増加していくと見込んでいます。

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ります。

障害のある人の財産管理等、利用することが有用であると認められる場合、随時受付を行います。

成年後見人制度の理解と活用を進めるための普及啓発を行います。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害のある人とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等を派遣し、日常生活や社会参加を支援します。

【前期の計画と実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	計画	計画	計画
	件/年	件/年	件/年
意思疎通支援事業	3	3	3

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	実績
	件/年	件/年	件/年
意思疎通支援事業	4	6	8

○実績の評価

利用件数は年々増加しており、計画を上回っています。



【今期の見込み】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
	件/年	件/年	件/年
意思疎通支援事業	10	10	10

○見込量の考え方

これまでの実績を踏まえて増加傾向で見込んでいます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。

在宅の障害のある人の日常生活の便宜を図るため、継続利用者はもとより、新規申請者への確に給付できるよう努めていきます。

利用者のニーズや最新の日常生活用具の情報を把握し、種目・品目を見直すなど、実情に合った用具を給付し、障害のある人の日常生活を支援します。

【前期の計画と実績】

日常生活用具 給付等事業	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	計画	計画	計画
	件/年	件/年	件/年
介護・訓練支援用具	2	2	2
自立生活支援用具	1	1	1
在宅療養等支援用具	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	3	3	3
排泄管理支援用具	65	65	65
居宅生活動作補助用具	1	1	1

日常生活用具 給付等事業	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	実績
	件/年	件/年	件/年
介護・訓練支援用具	0	0	0
自立生活支援用具	2	1	0
在宅療養等支援用具	10	11	9
情報・意思疎通支援用具	2	2	0
排泄管理支援用具	58	59	62
居宅生活動作補助用具	1	1	1

○実績の評価

排泄管理支援用具は計画の件数を下回ったものの増加傾向にあり、その他は概ね計画どおりの実績となっています。介護・訓練支援用具については、利用実績はありませんでした。

【今期の見込み】

日常生活用具 給付等事業	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
	件/年	件/年	件/年
介護・訓練支援用具	1	1	1
自立生活支援用具	1	1	1
在宅療養等支援用具	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	2	2	2
排泄管理支援用具	64	66	68
居宅生活動作補助用具	1	1	1

○見込量の考え方

これまでの実績を基に、サービス量を見込んでいますが、排泄管理支援用具については今後も増加していくと見込んでいます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚、言語機能、音声機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話奉仕員を養成し、聴覚障害者等の福祉の増進を図ります。

手話で日常会話を行うのに必要な手話語い及び手話表現技術を習得した者を養成します。



⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進するため、外出の際の移動支援を行います。

日常生活上で必要不可欠な外出や社会参加促進の観点から、より一層の周知活動を行い利用の促進を図ります。

【前期の計画と実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	計画	計画	計画
	人/月	人/月	人/月
移動支援事業	4	5	6

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	実績
	人/月	人/月	人/月
移動支援事業	4	4	4

○実績の評価

計画では増加を見込んでおりましたが、実績では横ばいとなりました。

【今期の見込み】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
	人/月	人/月	人/月
移動支援事業	6	6	6

○見込量の考え方

これまでの実績を踏まえて、利用人数は横ばいを見込んでいます。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター「やすらぎ」において、在宅の障害のある人に対し、日常生活の支援、相談、創作活動、地域交流等を行うとともに、相談支援の窓口を備え、さらに併設する「共同作業所」（工房地球村）と連携することにより、障害の特性に合わせた活動の場の拡大や、活動内容の充実等の働きかけを行うなど、本町における障害のある人の自立と社会参加の促進を図るための活動拠点として機能を果たしています。

地域の実情に応じ、利用者に対して創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行い、地域における生活支援を促進します。

【任意事業】

① 訪問入浴サービス事業

看護師等または介護職員が、重度の身体障害を有する人に対し、居宅においての入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、身体機能の維持を図ります。利用希望者が必要なときに利用できるように体制の充実を図ります。

【前期の計画と実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
	計画	計画	計画
	人/月	人/月	人/月
訪問入浴サービス事業	3	3	3

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	実績
	人/月	人/月	人/月
訪問入浴サービス事業	2	2	2

○実績の評価

計画より、実績の人数は下回りました。

【今期の見込み】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
	人/月	人/月	人/月
訪問入浴サービス事業	3	3	3

○見込量の考え方

これまでの実績を踏まえて、利用人数は横ばいを見込んでいます。



② 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息が得られるように支援します。利用希望者が必要なときに利用できるように体制の充実を図ります。

【前期の計画と実績】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
	計画	計画	計画
	人/月	人/月	人/月
日中一時支援事業	3	4	5

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	実績
	人/月	人/月	人/月
日中一時支援事業	1	1	1

○実績の評価

計画より、実績の人数は下回りました。

【今期の見込み】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
	人/月	人/月	人/月
日中一時支援事業	2	2	2

○見込量の考え方

これまでの実績を踏まえて、利用人数は横ばいを見込んでいます。

③ 自動車運転免許取得費助成事業

障害のある人が就労や社会活動に参加するために、自動車を運転しようとするときに必要な運転免許を取得するための費用の一部を助成します。

【前期の計画と実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	計画	計画	計画
	件/年	件/年	件/年
自動車運転免許取得費助成事業	1	1	1

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	実績
	件/年	件/年	件/年
自動車運転免許取得費助成事業	0	2	0

○実績の評価

平成30年度と令和2年度は、利用者がなく実績はありませんでした。

【今期の見込み】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
	件/年	件/年	件/年
自動車運転免許取得費助成事業	1	1	1

○見込量の考え方

これまでの実績を踏まえて、利用人数は横ばいを見込んでいます。



④ 自動車改造助成事業

住み慣れた地域社会で自立した生活を送りながら社会活動に参加できるよう、自動車の改造に要した経費の一部を助成します。

【前期の計画と実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	計画	計画	計画
	件/年	件/年	件/年
自動車改造助成事業	1	1	1

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	実績
	件/年	件/年	件/年
自動車改造助成事業	0	0	0

○実績の評価

利用者のニーズがなく実績はありませんでした。

【今期の見込み】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
	件/年	件/年	件/年
自動車改造助成事業	1	1	1

○見込量の考え方

これまでの実績を踏まえて、利用人数は横ばいを見込んでいます。

7 成果目標の設定

第5期障害福祉計画の実施状況や国の基本方針、県の数値目標との整合性を図りながら、令和5年度末に向けた数値目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の目標値】

- ・施設入所者の地域生活への移行
⇒令和5年度末までに、令和元年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
- ・施設入所者数の削減
⇒令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上削減

【山元町における数値目標】

項目	数値	備考
令和元年度末の施設入所者数	16人	令和元年度末の全施設入所者数
【目標値】地域生活への移行者数	3人	施設入所からグループホーム等への地域移行者数
	18.75%	(割合については、地域生活移行者数を全入所者で除した値)
【目標値】削減見込数	3人	令和5年度末時点の削減見込者数
	18.75%	(割合については削減見込数を全入所者で除した値)

【今後の方針】

福祉施設入所者のうち、今後、日中活動系サービス等を利用し、地域生活へ移行する障害のある人の数を3人と見込みます。

施設入所者の方は高齢または重度の障害のある人が多く、在宅生活が困難なため施設入所を必要とされています。今後、更なる地域移行の推進、現状把握などを踏まえ、関係機関と連携し、3人程度の地域生活移行が図られるものとして、目標値を設定します。



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の目標値】

- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催見込数
⇒市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- ・保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加見込数
⇒市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。

【山元町における数値目標】

事 項	数 値	備 考
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置	1箇所	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催見込数	1回／年	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への参加見込数	7人	

【今後の方針】

精神障害者が、地域で安心して自分らしい豊かな暮らしを送ることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとして、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けます。なお、その場では精神科医療機関、その他医療機関、地域援助事業所など圏域を含めた関係機関との連携を図ります。

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

【国の目標値】

⇒令和5年度末までに、各市町村または各圏域に1箇所以上整備し、年1回以上運営状況を検証及び検討する。

【山元町における目標】

事 項	目 標	備 考
令和2年3月31日時点の整備数	0箇所	令和元年度末時点の整備箇所数
【目標値】整備数	1箇所	令和5年度末時点の整備箇所数
令和2年3月31日時点の運用状況の検証・検討回数	0回/年	令和元年度末時点の検証・検討回数
【目標値】検証・検討回数	2回/年	令和5年度末時点の検証・検討回数

【今後の方針】

地域生活支援拠点等の整備については、障害者の高齢化・重度化を見据え、地域で安心して暮らしていくための諸問題を山元町障害者地域協議会及び部会等を通して、把握に努めていきます。また、障害福祉サービス等の利用者ニーズや既存の障害福祉サービス等の整備状況などについて、検証・検討を行います。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の目標値】

- ・福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などの事業）を利用することにより、一般就労へ移行
 - ⇒令和5年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とする。
 - ⇒令和5年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の就労移行支援を1.30倍以上とする。
 - ⇒令和5年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援A型を1.26倍以上とする。
 - ⇒令和5年度中に、令和元年度の一般就労への移行実績の就労継続支援B型を1.23倍以上とする。
- ・職場定着率の増加
 - ⇒令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
 - ⇒令和5年度における就労移行支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

【山元町における数値目標】

事 項	数 値	備 考
令和元年度の一般就労移行者数	0人	令和元年度の福祉施設を退所した一般就労者数
【目標値】一般就労移行者数	2人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の目標数
	-倍	(倍率)
令和元年度の就労移行支援事業利用者数	4人	令和元年度の就労移行支援事業利用者数
【目標値】就労移行支援事業利用者数	6人	就労支援事業を利用した一般就労移行者の増加：令和元年度実績の1.30倍以上
	1.5倍	(倍率)

事 項	数 値	備 考
令和元年度の就労継続支援 A 型事業利用者数	1 人	令和元年度の就労継続支援 A 型事業利用者数
【目標値】 就労継続支援 A 型事業利用者数	4 人	就労継続支援 A 型事業を利用した一般就労移行者の増加：令和元年度実績の 1.26 倍以上
	4 倍	(倍率)
令和元年度の就労継続支援 B 型事業利用者数	69 人	令和元年度の就労継続支援 B 型事業利用者数
【目標値】 就労継続支援 B 型事業利用者数	85 人	就労継続支援 B 型事業を利用した一般就労移行者の増加：令和元年度実績の 1.23 倍以上
	1.23 倍	(倍率)
【目標値】 一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用者数	2 人	令和 5 年度の一般就労移行者数のうち就労定着支援事業利用する者の数
	100%	(割合については、令和 5 年度の就労定着支援事業利用者数を令和 5 年度の一般就労移行者数で除した値)
【目標値】 就労定着率が 8 割以上になる就労定着支援事業所の割合	70%	(割合については、令和 5 年度の就労定着率が 8 割以上となる就労定着支援事業所数を令和 5 年度の就労定着支援事業所数で除した値)

【今後の方針】

国の指針では、令和 5 年度において福祉施設から一般就労へ移行する利用者について、令和元年度の一般就労への移行実績の 1.27 倍とすることを基本としています。

本町においては、現状の 0 人から関係機関と連携し、目標を 2 人と設定します。

また、雇用契約の無い就労継続支援 B 型の利用者が多いことを踏まえ、今後、障害のある人の個々の状況、能力等を把握し、利用者のニーズに応えられるような就労支援に努めます。



(5) 相談支援体制の充実・強化等(新規)

【国の目標値】

⇒令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

【山元町における数値目標】

①障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

事 項	数 値	備 考
【目標値】 実施の有無	有	令和5年度の実施の有無

②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言

事 項	数 値	備 考
【目標値】 指導・助言件数	2 件	令和5年度の指導・助言件数 (アドバイザー派遣等)

③地域の相談支援事業者の人材育成の支援

事 項	数 値	備 考
【目標値】 支援件数	4 件	令和5年度の支援件数 (専門部会等による会議)

④地域の相談機関との連携強化の取組の実施

事 項	数 値	備 考
【目標値】 実施回数	3 回	令和5年度の実施回数 (専門部会等による共有会議)

【今後の方針】

国の指針を踏まえて、相談支援体制の充実と連携強化を図り、従事者における人材育成の支援を行います。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築(新規)

【国の目標値】

⇒令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築。

【山元町における数値目標】

①都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加

事 項	数 値	備 考
令和元年度の参加人数	1人	令和元年度の参加人数
【目標値】参加人数	2人	令和5年度の参加人数

②障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制

事 項	数 値	備 考
令和元年度の体制の有無	無	令和元年度の体制の有無
【目標値】体制の有無	有	令和5年度の体制の有無
令和元年度の実施回数	0回	令和元年度の実施回数
【目標値】実施回数	1回	令和5年度の実施回数（山元町障害者地域協議会等による共有）

【今後の方針】

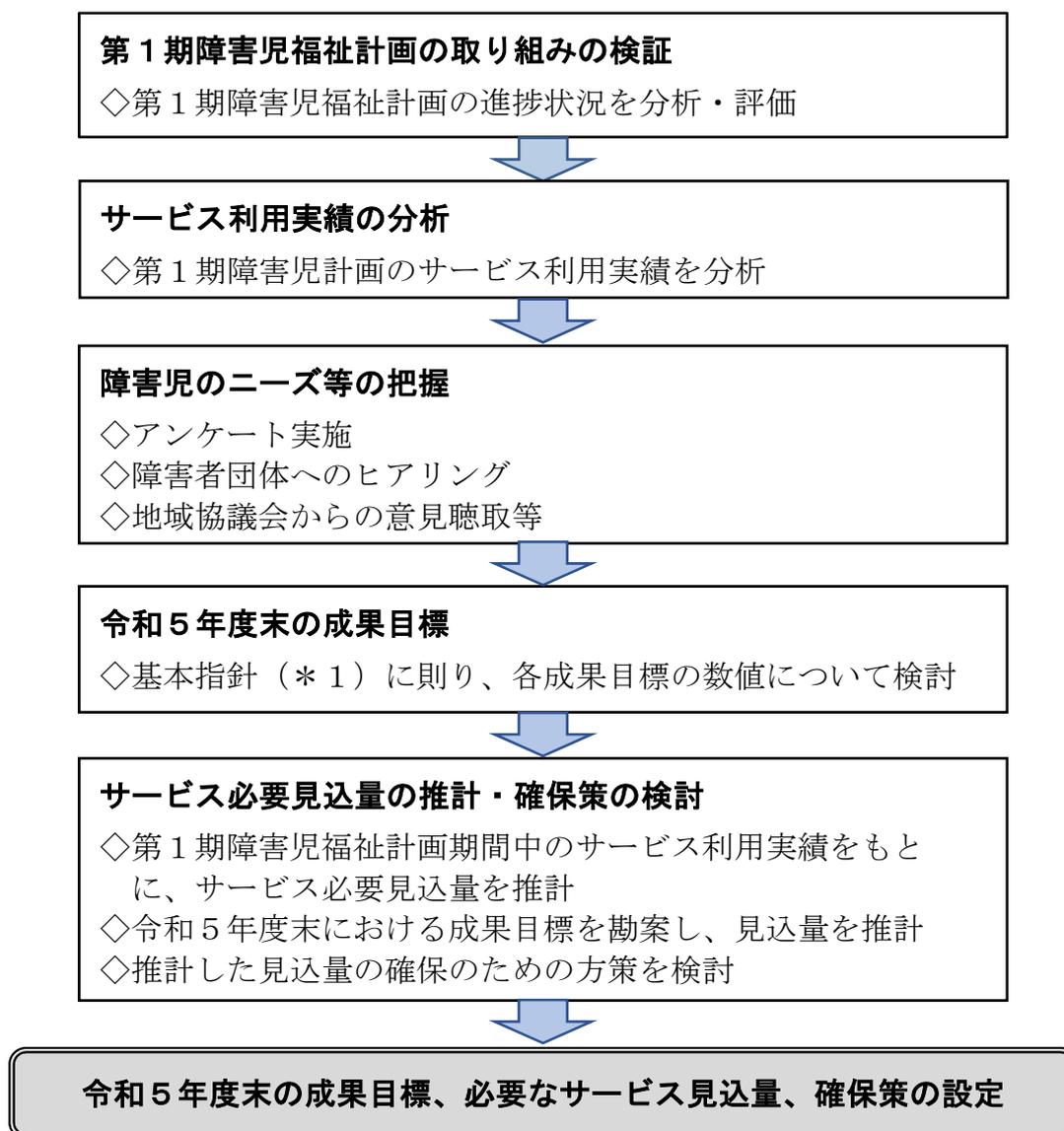
近年の障害福祉サービス等の提供体制は、多様化するとともに多くの事業者が参入しています。その中で、利用者が真に必要とする障害福祉サービスを提供していくため、障害福祉サービス等の質の向上を図る体制を構築します。

第4章 障害児福祉サービスの目標及び見込量



1 サービス目標量設定の考え方

第1期障害児福祉計画の進捗状況の分析・評価、障害者数及び推移、サービス利用実績を基礎とし、アンケートの実施、意見聴取、利用者のニーズを踏まえながら、令和3年度から令和5年度におけるサービスの必要見込量を推計し、サービス目標を設定します。



*1 障害者総合支援法第88条及び児童福祉法33条20において、都道府県・市町村は厚生労働大臣の定める「基本指針」に則して「障害福祉計画・障害児福祉計画」を定めることとされています。

2 障害児へのサービス

(1) サービスの種類と内容

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障害のある児童や障害が疑われる児童に日常生活の基本動作の訓練や集団への適応訓練などを行い、障害のある児童とその家族を支援します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで、学校教育との相乗効果により、障害のある児童の自立促進と放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障害のある児童や保育所などのスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
医療型児童発達支援	児童福祉法に基づく、障害児通所支援の一つであり、上肢、下肢または体幹の機能障害(肢体不自由)のある児童につき、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のために外出が困難な障害のある児童に対して、自宅を訪問し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能などの支援を行います。
障害児相談支援	障害のある児童が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。



(2) サービスの実績と目標

【前期の計画と実績（1月当たり）】

障害児支援	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	4	70	4	70	4	70
放課後等デイサービス	11	136	12	151	13	166
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0

障害児支援	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実績		実績		実績	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	2	20	2	11	2	23
放課後等デイサービス	12	83	10	106	10	122
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0

○実績の評価

医療型児童発達支援や居宅型障害児入所支援については実績がありませんでした。今後、新たにニーズが生じた場合に実施を検討します。

【今期の見込み(1月当たり)】

障害児支援	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画		計画		計画	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	2	21	2	28	2	29
放課後等デイサービス	10	106	10	106	10	106
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0

○見込量の考え方

実績を基に、横ばいでの量を見込んでいます。障害のある児童や家族の希望を勘案しサービス充実に向けた働きかけを行っていきます。

(3) 障害児相談支援の実績と目標

【前期の計画と実績（1月当たり）】

相談支援	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	計画	計画	計画
	人	人	人
障害児相談支援	3	4	5

相談支援	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	実績	実績	実績
	人	人	人
障害児相談支援	4	3	2

○実績の評価

障害児相談支援は減少傾向となっています。

【今期の見込み（1月当たり）】

相談支援	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画	計画	計画
	人	人	人
障害児相談支援	2	2	2

○見込量の考え方

実績を基に、横ばいでの量を見込んでいます。



3 障害児支援のための計画的な基盤整備

(1) 子育て支援に係る施策との連携

障害のある児童への支援の体制整備にあたっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との連携を図ります。

また、障害のある児童の早期発見・支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、県及び近隣市町村等の障害児支援担当部局、子育て支援担当部局と教育関係者との連携体制の確保に努めます。

(2) 教育との連携

就学時及び卒業時における支援の円滑な移行を含め、障害のある児童への支援が適切に行われるよう、学校と障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害福祉サービス事業所等の緊密な連携を図るとともに、県及び近隣市町村等の障害児支援担当部局と教育関係者等との連携体制の確保に努めます。

(3) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児等の医療的ケアが必要な障害のある児童及びその保護者に対する支援基盤の整備を推進するとともに、福祉、医療、教育等の関係機関が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を図ります。

また、虐待を受けた障害のある児童が適切な支援を受けることのできるシェルター的な場の確保の推進のため、町内を中心とした福祉事業所等との検討を進めます。

4 成果目標の設定

第1期障害児福祉計画の実施状況や国の基本方針、県の数値目標との整合性を図りながら、令和5年度末に向けた数値目標を設定します。

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【国の目標値】

- ・児童発達支援センターの設置
⇒令和5年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置
- ・保育所等訪問支援の充実
⇒令和5年度末までに各市町村において利用できる体制を構築

【山元町における目標】

① 児童発達支援センターの設置

事 項	数 値	備 考
令和2年3月31日時点の設置数	0箇所	令和元年度末の設置箇所数
【目標値】設置数	1箇所	令和5年度末までの設置箇所数

② 保育所等訪問支援の充実

事 項	数 値	備 考
令和2年3月31日時点の設置数	なし	令和元年度末の設置箇所数
【目標値】設置数	1箇所	令和5年度末までの設置箇所数

【今後の方針】

事業所への指導・助言、職員の研修など、専門的機能の強化を図ります。地域の児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所等と連携を図り、重層的な地域支援体制の中核となる児童発達支援センターについては、圏域市町村での設置を検討します。



(2)重症心身障害児を支援する事業所の整備

【国の目標値】

- ・重症心身障害児を支援する発達支援事業所等の確保
⇒令和5年度末までに各市町村または各圏域に1箇所以上確保

【山元町における数値目標】

①重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所

事 項	数 値	備 考
令和2年3月31日時点の設置数	0箇所	令和元年度末の設置箇所数
【目標値】設置数	1箇所	令和5年度末までの設置箇所数

②重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所

事 項	数 値	備 考
令和2年3月31日時点の設置数	0箇所	令和元年度末の設置箇所数
【目標値】設置数	1箇所	令和5年度末までの設置箇所数

【今後の方針】

近隣市町村との連携により、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備に努めます。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【国の目標値】

- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
⇒令和5年度末までに各市町村または各圏域に協議の場を設置
- ・コーディネーターの配置
⇒令和5年度末までに各市町村または各圏域に医療的ケア児等コーディネーターを配置

【山元町における数値目標】

①医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

事 項	数 値	備 考
令和2年3月31日時点の設置数	0箇所	令和元年度末の設置箇所数
【目標値】協議の場の数	1箇所	令和5年度末までの設置箇所数

②コーディネーターの配置

事 項	数 値	備 考
令和2年3月31日時点の配置数	0人	令和元年度末の配置数
【目標値】配置数	1人	令和5年度末までの配置数

【今後の方針】

医療的ケアを必要とする児童に関して、他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理を行いながら、支援のための地域づくりを推進します。

第5章 計画の推進



1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、障害のある人と家族、障害者団体、サービス提供事業者等、関係機関との連携のもと、総合的・一体的に進めます。

また、地域の障害福祉に関するシステムの構築に関して中核的な役割を果たす「山元町障害者地域協議会」の意見・提案を踏まえながら、計画的に事業を推進します。

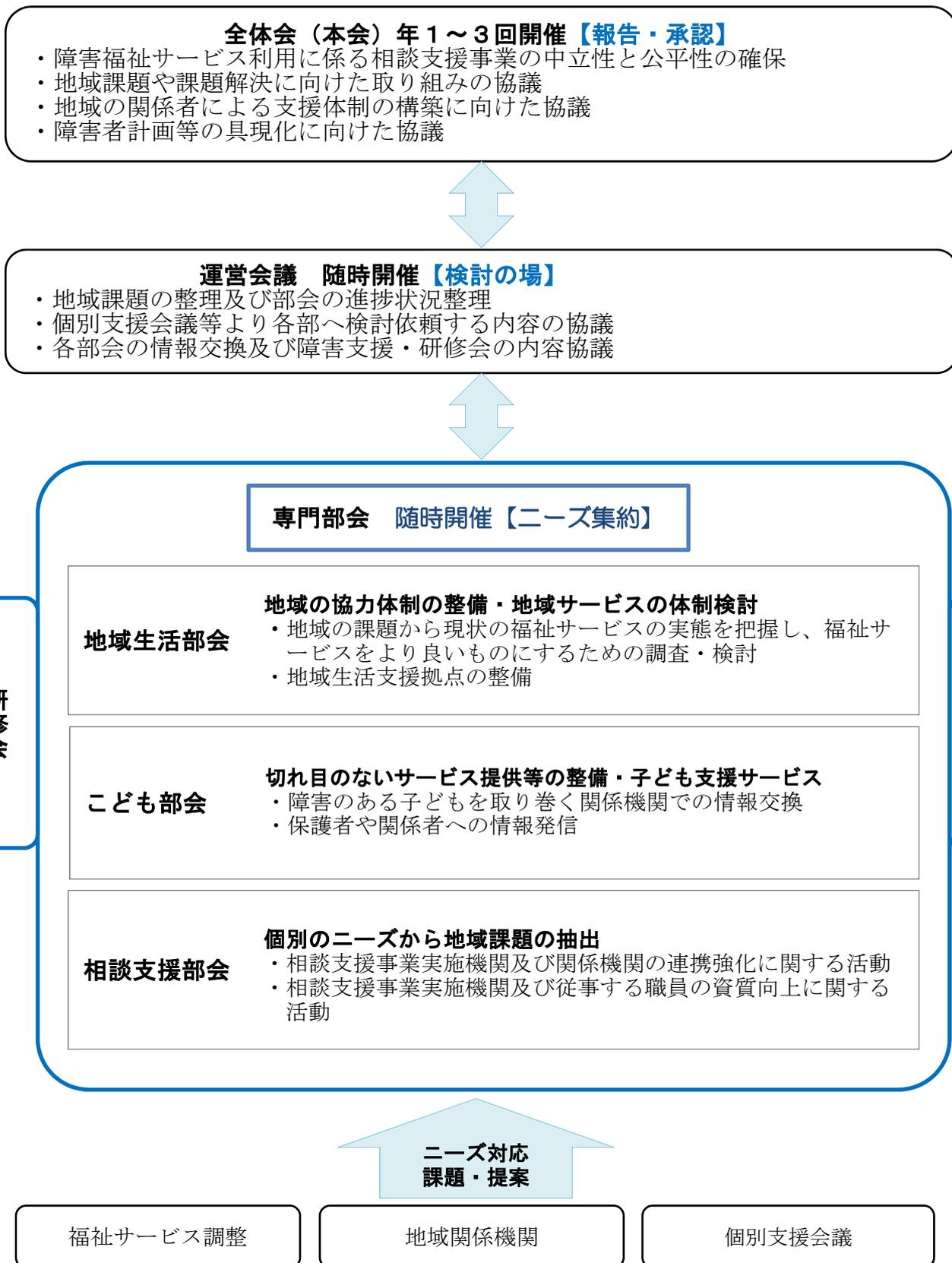
2 計画の進行管理

本計画の実施状況については、サービス提供事業者等、関係機関の協力を得ながら、障害福祉サービスや地域生活支援事業の実施状況を調査・把握し、PDCAサイクルを活用しながら、数値目標などについて点検を行い、必要であれば、現況に即した目標値の再設定等を行います。

また、「山元町障害者地域協議会」を核に、当事者である障害のある人、障害者関連団体、相談支援事業所等からの意見及びニーズを踏まえながら、サービス提供に関わる課題や取り組み方針等について、具体的な検討・提案を行います。

令和2年度山元町障害者地域協議会運営体制について

山元町障害者地域協議会 体系図



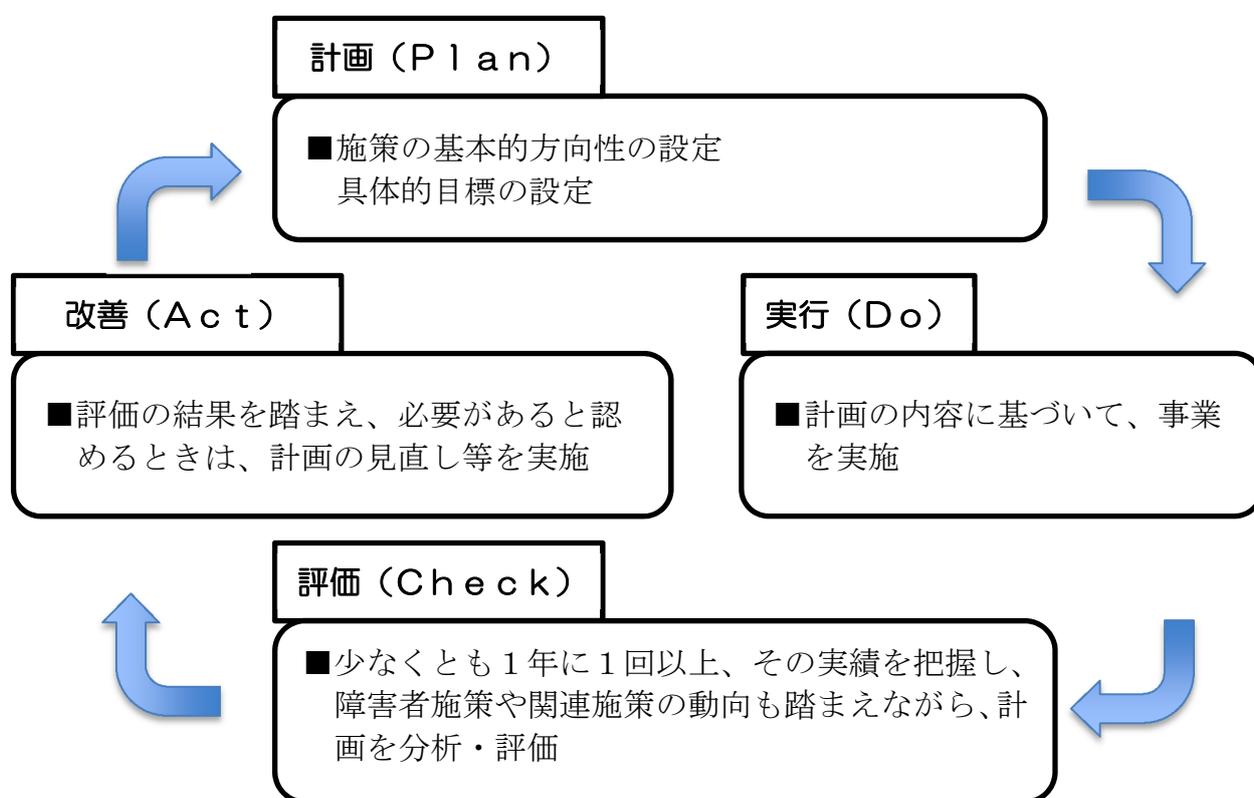


3 PDCAサイクルの必要性

本計画は、障害のある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めます。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価のうえ、課題等がある場合には、随時、対応していくことが重要です。

本町の場合、「山元町障害者地域協議会」＝「山元町計画策定委員会」が、主な話し合いの場となります。



參考資料



1 山元町障害者地域協議会設置要綱

平成 19 年 1 月 1 日告示第 80 号
改正 平成 25 年 3 月 28 日告示第 24 号

(設置)

第 1 条 障害者(児)が地域において安心して生活できる支援体制を構築するため、相談支援事業をはじめとする障害福祉サービスのシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として山元町障害者地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項に関する協議を行うものとする。

- (1) 障害福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性と公平性の確保
- (2) 障害者(児)の支援に係る困難事例等への対応のあり方に関する協議、調整
- (3) 地域の関係機関による支援体制の構築に向けた協議
- (4) 障害者計画等の具現化に向けた協議

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 8 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 障害当事者団体
- (5) 教育・雇用関係者
- (6) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日告示第24号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。



2 委員名簿

任期：平成31年2月1日～令和3年1月31日

令和3年2月1日～令和5年1月31日

(敬称略)

No.	区 分	氏 名	所属団体
1	相談支援事業者	沼 田 みさ子	株式会社ぬまた福祉総合研究所
2	障害福祉サービス事業者	○ 渋谷 明 美	社会福祉法人静和会
3		田 口 ひろみ	特定非営利活動法人ポラリス
4	保健・医療関係者	◎ 菊 地 匡	亶理郡医師会
5	障害当事者団体	鈴木 敬 一	山元町障がい者福祉協会
6	教育・雇用関係者	菅 原 正 弘	県立山元支援学校
7		早 坂 正 実	亶理山元商工会
8	学識経験者	菅 野 みさ子	山元町民生委員児童委員協議会
9	アドバイザー	末 田 耕 司	社会福祉法人宮城県障がい者福祉協会

※山元町障害者計画等策定委員会を兼ねる。

◎=会長

○=職務代理

3 計画策定過程

実施年月日	会議名等	主な内容
令和2年9月29日	山元町障害者地域協議会 (第1回)	・ 障害福祉計画に基づく取り組みについて ・ 山元町第3期障害者計画、第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画について
令和2年10月28日 ～令和2年11月13日	ニーズ調査	ニーズ調査発送・回収
令和3年2月22日	山元町障害者地域協議会 (第2回)	・ 山元町第3期障害者計画、第6期障害福祉計画・ 第2期障害児福祉計画(素案)について
令和3年2月26日 ～令和3年3月5日	パブリックコメント	パブリックコメント実施

山元町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

発行年月日：令和3年3月

編集：山元町 保健福祉課 福祉班

〒989-2292 亶理郡山元町浅生原字作田山32番地

TEL：0223-37-1113

FAX：0223-37-4144



山 元 町

第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

山元町保健福祉課

